

豊田市高齢者等実態調査等による第10期計画策定準備業務委託
プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、令和9年度から令和11年度までの3か年を計画期間と予定する「（仮称）第10期豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第10期計画」という。）」を令和8年度に策定するための準備として、高齢者等実態調査により、豊田市における高齢者の心身の状況、その置かれている環境その他の実情を詳細に把握することに加えて、高齢者等実態調査及びその他のデータ等から見えてくる課題と第10期計画策定のための提案を行うことで、計画策定の参考とすることを目的とする。

2 業務内容

別添仕様書のとおり

3 提案限度額

7,800,000 円（消費税込み）

4 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- （1）公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- （4）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- （5）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- （6）このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは問題ない。）。
- （7）公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。

官公庁発注（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための調査及び策定支援業務のうち、第8期計画又は第9期計画の実績を有する者。なお履行実績は、公告日において業務を完了しているものに限る。

※高齢者保健福祉計画とは、市町村においては、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」、都道府県においては同第20条の9に基づく「老人福祉計画」をいう。

※介護保険事業計画とは、市町村においては、老人福祉法第117条による「市町村介護保険事業計画」、都道府県においては同第118条による「介護保険事業支援計画」をいう。

※計画策定のための調査業務と計画策定支援業務を一体的に受託（契約が別々であっても関連性が認められるものは一体的とみなす）している業務。

5 選考日程

（1）全体スケジュール

4月21日（月）	業者選定審査会による方式の決定
4月22日（火）	事業実施の公告、公表、公募、業務説明資料等の交付開始
5月12日（月）	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
5月13日（火）	参加資格確認通知書の送付
5月16日（金）	質問の回答期限
5月23日（金）	提案書等の提出期限
6月6日（金）	ヒアリング実施及び選考委員会開催
6月9日（月）	選考結果の通知
6月18日（水）	業者選定審査会に関する書類の提出
6月30日（月）	業者選定審査会による業者の決定
7月9日（水）	見積徴取
7月17日（木）	契約締結

6 業務説明資料等の交付開始

（1）交付期間 令和7年4月22日（火）から令和7年5月12日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

（2）交付場所 豊田市役所福祉部介護保険課計画推進担当（東庁舎1階）又は豊田市役所ホームページ＜事業者向け情報＞プロポーザル・コンペからダウンロード

7 参加表明書の提出及び参加資格の確認

（1）提出期限 令和7年5月12日（月）午後2時まで

（2）提出場所 豊田市役所福祉部介護保険課（東庁舎1階）

（3）提出方法 持参、郵送又はメール（提出期限必着）

（4）添付資料 「4 参加資格要件（7）」が確認できる書類（契約書の写しなど）

8 参加資格確認結果の通知

（1）通知期限 令和7年5月13日（火）まで

(2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

9 質問の受付及び回答

(1) 受付期限 令和7年5月12日(月)午後2時まで

(2) 受付方法 持参、郵送又はメール(受付期限必着)

(3) 回 答 令和7年5月16日(金)までに参加者にメールにて行う。

10 提案書等の提出書類

A4サイズ20ページ以内((5)を除く。両面印刷の場合は10枚以内。)に以下の内容を記載(提出部数は正本1部、副本7部)。副本には社名及び社名を連想させるロゴを記載しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

(1) 企業の業務実績

ア 会社概要、業務を担当する営業所及び担当者数

イ 官公庁発注(国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。)の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための調査及び策定支援業務のうち、第8期計画又は第9期計画の実績

※計画策定のための調査業務と計画策定支援業務を一体的に受託(契約が別々であっても関連性が認められるものは一体的とみなす)している業務

(2) 業務従事者の業務経験

ア 業務担当責任者

①経歴及び資格

②官公庁発注(国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。)の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための調査及び策定支援業務の実績

※計画策定のための調査業務と計画策定支援業務を一体的に受託(契約が別々であっても関連性が認められるものは一体的とみなす)している業務

③令和7年度において本業務と並行して担当する(予定も含む)業務名(発注業務の元請で主たる担当者として行う業務)

イ 主任担当者

①経歴及び資格

②官公庁発注(国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。)の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための調査及び策定支援業務の実績

※計画策定のための調査業務と計画策定支援業務を一体的に受託(契約が別々であっても関連性が認められるものは一体的とみなす)している業務

- ③令和7年度において本業務と並行して担当する（予定も含む）業務名（発注業務の元請で主たる担当者として行う業務）

（3）業務実施計画等

ア 本業務の業務体制

イ 調査業務についての提案

別紙「仕様書」を元に提案し、提案内容には以下の項目に関する事項を記載すること。

- ①国の動向及び本市の状況（本市の要介護認定の状況、介護サービスの利用状況等）を踏まえ、より効果的な質問項目を設定するための手法や工夫
- ②調査の効率的な実施に向けた工夫
- ③回答者にとってわかりやすく、負担感をあまり感じさせないための工夫
- ④調査データの集計や分析における工夫

ウ 第10期計画策定に向けた提案

- ①地域分析の実施にあたり、本市の実態と特徴を捉えるための手法と工夫
- ②第10期計画における、中長期的な視点を含めた本市の課題と講ずべき対策を提案するための手法と工夫

（4）工程計画

ア 工程計画表

イ 工程計画どおりに実施するための工夫

（5）見積書、積算内訳書及び業務実績等を証明する契約書等の写し（業務内容及び担当したことがわかること）

1.1 提案書等の提出期限等

- （1）提出期限 令和7年5月23日（金） 午後2時まで
- （2）提出場所 豊田市役所福祉部介護保険課（東庁舎1階）
- （3）提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- （4）その他 参加表明書の提出後に辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。

1.2 ヒアリング

- （1）開催日時 令和7年6月6日（金） 午後1時15分から（指定時間は後日連絡）
- （2）開催場所 豊田市役所東庁舎1階 福祉部会議室
- （3）備考
 - ア 提出された企画書等に基づき1社25分（説明15分、質疑応答10分）のヒアリングを行う。説明は、業務担当責任者又は主任担当者が行うこと。
 - イ 出席者数は業務担当責任者を含め3名以内とする。なお、提案者の希望によりZOOMミーティングを活用可能であるが、1名以上はヒアリング会場に

出席することとし、提案者の負担により参加できる環境を整えること。

- ウ 説明は提出資料のみとし、追加資料の持ち込みは認めない。
- エ 説明は、プロジェクタ等の使用はせず、紙によるものとする。
- オ 全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。
- カ 参加者が多い場合はヒアリングの日程、時間、会議室を変更する場合がある。
- キ プレゼンテーション及び質疑応答は、企業名及び参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
- ク 感染症の流行等やむを得ない場合は、ZOOM ミーティングを使用した WEB 会議によりヒアリングを行う可能性があるため対応できるようにすること。

1 3 選考委員（5名）

- ・委員長 福祉部 副部長 近藤 洋
- ・委員 学識経験者 長岩 嘉文（高齢者専門分科会会長）
高齡福祉課 課長 加納 良宣
介護保険課 課長 都築 保裕
地域包括ケア企画課 課長 杉江 大介

1 4 評価基準

- （1）下記項目のうち、アを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。事務局によるアの採点結果と選考委員によるイの採点結果の合計得点が130点に達した者のうち、最も高い者を最優秀提案者として選定する。

ア 業務経歴等（110点）

①企業の業務実績(30点)

※評価基準において「第8期計画」とは、令和3年度から令和5年度における計画、「第9期計画」とは、令和6年度から令和8年度における計画をいう。

②業務担当責任者の業務経歴(40点)

③主任担当者の業務経歴(40点)

イ 業務実施計画等（78点）

①本業務の業務体制(14点)

②調査業務についての提案の具体性・有効性(24点)

③第10期計画策定に向けた提案の具体性・有効性（36点）

④工程計画の妥当性（4点）

評価点（500点）＝ア（業務経歴（110点））＋イ（業務実施計画等（78点）×5人）

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

- （2）最高得点の者が複数の場合は、以下の優先順位に基づき、優先順位の高い評価項目で得点が高い者を契約の相手方とする。

優先順位1位：第10期計画策定に向けた提案の具体性・有効性（36点）

優先順位 2 位：調査業務についての提案の具体性・有効性(2 4 点)

優先順位 3 位：本業務の業務体制(1 4 点)

- (3) (2) においても契約の相手方が決まらない場合は、見積価格が安価な者を契約の相手方とする。
- (4) 提案者が 1 者の場合でも、各選考委員の採点の合計が 1 3 0 点に達しない者は契約の相手方として特定しない。
- (5) (1) イ③第 1 0 期計画策定に向けた提案の具体性・有効性(3 6 点) において、過半数の選考委員が「不十分(0)」と採点した項目があった場合、合計得点に関わらず契約の相手方としないものとする。

1 5 選考結果の通知及び契約

- (1) 選考結果通知(予定) 日 令和 7 年 6 月 9 日(月)
- (2) 契約(予定) 日 令和 7 年 7 月 1 7 日(木)
プロポーザルで選定された者には別途契約課から見積書の提出を依頼する。

1 6 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用のすべては、参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (4) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
 - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (5) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (6) 全ての提案者の社名、評価結果(得点) 及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (7) 契約の締結は、プロポーザルにより特定された業者を見積徴取の相手方とし、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。
- (8) 本契約の履行結果が優良な場合は、本契約に直接関連する令和 8 年度実施予定の「(仮) 第 1 0 期計画策定業務委託」について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。

別表

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに 掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。